

「令和6年度技能実習法に係る関西地区地域協議会」について

技能実習法に係る関西地区地域協議会は、平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）」に基づき、技能実習生を受入れている各地域において、出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関等を始めとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図ることを目的として平成30年度から毎年開催しており、本年度は下記により開催いたします。併せて、労使団体からの意見を募集しますので、希望される場合は、下記により意見を提出いただくようお願いいたします。

記

1 開催日時

令和6年6月12日（水） 13時30分から

2 開催場所

大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 大阪中央労働総合庁舎 6階講堂

3 協議会構成員

大阪労働局・滋賀労働局・京都労働局・兵庫労働局・奈良労働局・和歌山労働局・大阪出入国在留管理局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿地方整備局・近畿運輸局・神戸運輸監理部・滋賀県警察本部・京都府警察本部・大阪府警察本部・兵庫県警察本部・奈良県警察本部・和歌山県警察本部・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・外国人技能実習機構大阪事務所

4 協議事項等

- ・関西地区における技能実習制度の現状、課題等
- ・関西地区における令和6年度の技能実習制度適正化のための取組方針等

※ 取組方針を除き資料は大阪労働局のホームページで原則公開する予定です。

5. 取材についての注意点

- ・撮影及び取材は、冒頭の大阪労働局長及び大阪出入国在留管理局長のあいさつまでといたします。
- ・現地には駐車場がありません。
- ・当日の会議運営に支障をきたしますので、出席者等関係職員へのインタビューはお断りします。

【労使団体等からの意見を募集します】

- ① 内 容：技能実習制度に関すること、本協議会に関すること
- ② 募集期間：令和6年5月29日（水）～6月4日（火）必着
- ③ 提出様式：任意の様式による
- ④ 提 出 先：大阪労働局 労働基準部 監督課（担当：津田、北山）へ郵送又は持参により提出
（大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階）

※1）意見書は、提出される団体名以外の個人情報に記載せず、A4（12～14ポイント）で10ページ以内としてください。

※2）提出された意見書は、協議会の参考資料とさせていただきます。

※3）提出された意見書について、公開の可否も併せてお知らせください。

※4）労使団体等が希望する場合で、協議会が認めたときは、労使団体等は本協議会において、5分程度の意見陳述ができます。意見書を提出される際には、併せて意見陳述を希望するか否かをお伝えください。